

特定支障除去等事業実施計画変更に係る県の措置等に関する意見聴取

県では、当初の特定支障除去等実施計画策定に当たり、本事案発覚に至るまでの県の対応について、県境不法投棄検証委員会を設置して検証を行い、検証結果、再発防止策等を実施計画に記載したところである。

今回の実施計画変更においても、事業開始後の行政処分の状況、不法投棄防止対策について、県境不法投棄検証委員会委員であった大竹 昭裕 氏ほか3名から、意見聴取を行い、その内容を変更実施計画に反映させるものである。

1 意見聴取日時

平成24年10月19日（金）午後1時25分から午後4時10分まで

2 場所

青森県庁舎北棟7階健康福祉部B会議室

3 出席者

- ① 大竹 昭裕 氏（青森県立保健大学准教授）
- ② 熊谷 浩二 氏（八戸工業大学教授）
- ③ 成田 有子 氏（ネットワーク A・L 元代表）
- ④ 春日 修 氏（愛知大学法科大学院教授）* 書面による意見提出

4 提出意見の概要

① 特定支障除去等事業開始後に県が講じた措置命令、代執行費用納付命令等に関する意見

ア 平成17年に環境省の行政処分の指針が改正され、不法投棄法人の役員に対する責任追及について明確に定められた後、県が元役員に対して措置命令を発出したのが平成23年となっており、不法投棄への関与の度合いなどの事実認定や責任の範囲の確定等が困難であった事情を考慮しても、かなりの期間が経過している。今後、法令や行政処分の指針の改正などがあつた際に迅速に対応できるようにすべきである。

イ 原因者に対する財産調査を今後とも十分に尽くすべきである。

ウ 排出事業者等に対する責任追及については、相応の努力を行っており、概ね適正と評価できるが、排出事業者等に対する自主撤去・自主抛出については、公費負担軽減の観点から、より積極的に進めるべきである。

② 特定支障除去等事業開始後に県が講じた不法投棄防止対策に関する意見

ア 平成14年度の検証結果を踏まえて、立入検査・指導件数が上がったこと、関係機関と連携を強化して対処していることは評価できる。

イ 実際の事案に関する対応事例をまとめたマニュアルを作成し、関係職員への周知を図るべきである。

ウ 平成14年度の県境不法投棄検証委員会の検証結果報告を踏まえ、強化された不法投棄防止対策について、評価結果を適切に取りまとめ、その効果が分かるようにすべきである。